

「鴻池新田会所表示物整備業務委託」の入札にかかる質問への回答

東大阪市人権文化部文化室文化財課

質問	回答
① 事後審査の必要書類というのは具体的に何を指しているのか。	① 直近10年以内に文化財または文化財施設でサイン類設置等を元請けて手掛けた業務実績にかかる契約書や、完了届を指します。 それらの書類がない場合は、営業状況調書に記載のある契約実績や、当該業務の作業写真をご用意ください。
② 説明板等の内容に関する原稿は、どのような方法で提供されるのか。	② 原稿については、データでの提供となります。 配布資料に記載のある通り、3回程度の校正を想定しておりますので、適宜打合せさせていただければと思います。
③ 仕様書の施設説明板-Cについて、サイズ「H1500mm x W500mm」と記載されているが、W600mmではないか。	③ ご指摘のとおり、寸法の記載が誤っておりました。 正しくは「H1500mm x W600mm」です。失礼しました。
④ 入札当日は「午前10時から正午」とされているが、2時間も拘束されるのか。	④ 入札当日は「午前10時から正午」まで拘束するものではなく、その時間内に札入れを済ませていただければ問題ございません。 また、開札は正午となりますが、入札参加者の立会いは任意としますので、札入れを済ませたら、お帰りいただいて構いません。 ただし、開札後に落札候補者となった方には、事後審査を行いますので、参加者は柔軟に対応できるようにご準備ください。
⑤ 説明板本体の取替はあるが、台座は作業しなくてよいのか。	⑤ お見込みのとおり、台座については作業不要です。